

桜町天皇と古今伝受後奉納和歌

小 高 道 子

靈元院崩御の後の御所伝受の継承について、盛田帝子氏が詳細に検討されている。盛田氏は「宮廷文化の基盤である歌道の核を担う御所伝受の流れを、ここで絶ってしまうわけにはいかないという桜町天皇の強い意志」により「御所伝受の継続問題を、宮廷歌壇の中心にいた桜町天皇がどのように立て直し、次の時代につなげたかという事」を問題にして、中院通躬薨去後の古今伝受について検討された⁽¹⁾。

後水尾院が後西院に古今伝受を相伝し、古今伝受が御所において継承されることを示した際、古今伝受を伝受した歌人のみならず、これから古今伝受を受けるであろう歌人や、古今伝受を受けるには至らない後水尾院歌壇の歌人を含めて和歌両神である住吉大社と玉津島神社に和歌を奉納した。この奉納和歌はその後も継承され、宮廷歌壇の実態を知る上で貴重な資料となっている⁽²⁾。

神道氏によると、寛文四年（一六六四）の古今伝受では、講釈が終了すると宮廷歌壇の歌人に歌題が与えられ、法楽和歌は兼題で詠まれた。その後、玉津島・住吉で「御ほうらく神事」があり、六月一日に

和歌が奉納され「一七ヶ日御きたう」が「仰付られた」。

一 古今伝受後奉納和歌

住吉大社及び玉津島神社に奉納された古今伝受後奉納和歌は、後西上皇から靈元天皇に古今伝受が行なわれた天和三年（一六八三）に奉納された後、烏丸光栄が桜町天皇に相伝した延享元年（一七四四）まで奉納されていない。靈元天皇は、後西上皇から古今伝受を受けて、武者小路実陰などに古今集講釈をしたものの、自ら和歌を奉納することとはなかった。靈元天皇の古今伝受について海野圭介氏は次のように言う⁽³⁾。

靈元院は、天和三年（一六八三）に後西院から古今伝受を相伝した。（中略）後水尾院から後西院へと伝えられた和歌の秘伝は、ここに正統な後継者を得たのであるが、それを継承すべき次代の東

山天皇は宝永六年（一七〇九）に三十五歳で早世し、靈元院からの直接の継承の道は絶たれた。この時、靈元院は五十六歳。当時の事情を伝える具体的な記録は未見ながら、後水尾院、後西院の先例を勘案しても、次代への相伝が急務とされたことは想像に難くない。時に中御門天皇は僅かに九歳で相伝は望めない。正徳四年（一七一四）には、靈元院歌壇において指導的立場にあった武者小路実陰に古今伝受が伝えられることとなるが、その背景には右のような状況があった。

靈元天皇は正徳四年（一七一四）に武者小路実陰に古今伝受を相伝したが、この時に奉納した古今伝受後奉納和歌は伝わらない。しかも武者小路実陰が薨去した後、古今伝受の講釈をした中院通躬は、武者小路実陰の講釈に陪席して聴聞したのみで、切紙伝受は受けていないという。通躬が講釈途中で薨去したこともあり、この間の古今伝受は、伝えたという形式のみで、内容を継承することはできなかったのではないだろうか。

二 桜町天皇の古今伝受

通躬の薨去後、勅命により古今伝受の箱を開見させて古今伝受の内容を継承させた桜町天皇は、延享元年（一七四四）に烏丸光榮から古今伝受を伝受し、宮廷歌人とともに和歌両神に古今伝受後奉納和歌を奉納している。後西院から古今伝受を受けた靈元天皇が古今伝受後奉

納和歌を奉納された天和三年（一六八三）から六十年あまり、古今伝受後奉納和歌は奉納されなかったのである。桜町院が古今伝受後奉納和歌を奉納した際にともに和歌を奉納した歌人の中で、天和三年の古今伝受後奉納和歌にも和歌を奉納している歌人は見出せない。靈元天皇が継承した後、桜町天皇が継承するまで、御所伝受が皇統により継承される事はなかった。そのため古今伝受後、奉納和歌は六十余年の間奉納されなかったであろう。十六年後の宝暦十年（一七六〇）には有栖川職仁親王から古今伝受を受けた桃園天皇が、その七年後の明和四年（一七六七）年には同じく有栖川職仁親王から古今伝受を受けた桜町天皇が古今伝受後奉納和歌を奉納していることとあわせて考えると、桜町天皇が奉納するまでの長さとその間の継承に苦労したことが推測できる。

三 歌道入門という事

盛田氏は、桜町天皇が歌道入門のために新しく定められた手続として誓状提出と「寄道祝」の和歌の詠進をあげられた。しかしながら、古今伝受が歌学教育を前提にしている以上、桜町天皇以前にも古今伝受の開始前に和歌の添削が行なわれていた。また、古今伝受を受けるに際して師から与えられた案文を清書して誓状を提出することは宗祇の時代から継続して行なわれている。三条西実枝から細川幽斎への古今伝受においては古今伝受を門外に出すことをおそれた実枝により誓状の文案が変えられたと推定され、また、実枝は幽斎が公国に古今伝

受を返す時のための誓状・証明状の文章も残していたと推定される。幽齋から智仁親王を経て後水尾天皇に相伝された古今伝受は、後水尾天皇から後西院をはじめとする四人に相伝される時は、神事の中で誓状が提出された。古今伝受が歌道伝受に含まれる以上、歌道伝受の形式は、古今伝受の形式を念頭において考察する必要がある。

盛田氏は、入門書をもとにして桜町天皇の門弟を記された。しかしながら、古今伝受継承者としての桜町天皇の門弟としては、和歌両神に古今伝受後奉納和歌を奉納した歌人をあげるべきであろう。最後に、延享（一七四四）元年に古今伝受後奉納和歌を奉納した歌人をあげておく。

久我通夏・桜町天皇・藤谷為信・近衛内前・風早実積・閑院宮直仁・一条兼香・広橋兼胤・伏見宮貞建・上冷泉為村・三条西公福・高野隆古・芝山重豊・醍醐兼潔・烏丸光栄・久世通夏・坊城俊逸・中院通枝・久我通兄・高松重季・八条隆栄・庭田重孝・飛鳥井雅重・一条道香・烏丸清胤・飛鳥井雅香・葉室頼胤・高倉永房・中山栄親・庭田重熙・三条西実称・西洞院明名・柳原光綱・久世栄通・下冷泉宗家・園基香

後水尾院が後西院をはじめとする四名に古今伝受を相伝した後、御所において継承された御所伝受については不明な点が多い。歌道伝受については、古今伝受との関連を考慮した上で検討する必要があるであろう。

注

- (1) 近世雅文壇の研究（二〇一三年 汲古書院）
- (2) 鶴崎裕雄・佐貫新蔵・神道宗紀『紀州玉津島神社奉納和歌集』（一九九二年）、鶴崎裕雄・神道宗紀『住吉大社奉納和歌』（一九九九年）、神道宗紀『和歌三神奉納和歌の研究』（二〇一五年 和泉書院）
- (3) 「靈元院の古今和歌集講釈とその聞書」（『文化史の中の光格天皇』二〇一八年 勉誠出版）

